

令和2年関川村議会6月（第5回）定例会議会議録（第2号）

○議事日程

令和2年6月18日（木曜日） 午後3時30分 開会

- 第 1 陳情第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情
第 2 陳情第 4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める陳情
第 3 陳情第 5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
第 4 発委案第4号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 陳情第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情
第 2 陳情第 4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める陳情
第 3 陳情第 5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情
追加日程第1 発委案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について
追加日程第2 発委案第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
第 4 発委案第4号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則
-

○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	宮 島 克 己 君

教 育 長
総務政策課長

佐 藤 修
野 本

一 君
誠 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長
主 幹

河 内 信 幸
渡 辺 め ぐ 美

午後3時30分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行にご協力をお願いします。

日程第1、陳情第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情

日程第2、陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める陳情

日程第3、陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、陳情第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情から、日程第3、陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情まで、以上3件を一括議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 総務厚生常任委員会審査報告書による報告があった。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

次に、陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

この陳情第4号に対して何か委員会で質疑は出ましたか。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君） 陳情第4号についての意見は、大きく2つの意見がございました。

まず1つ目ですが、窓口負担が1割から2割に増えることは、高齢者、特に年金生活者にとっては厳しい。現状維持を支持し、当陳情を採択したいという意見が1つでございます。それに対して、後期高齢者医療制度を維持するために一定所得以上の人の負担を増やすものであり、将来に向けて制度を維持するためにはやむを得ないという意見と、大きく2つございました。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

次に、陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

陳情第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

陳情第4号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第5号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3時36分 休 憩

午後 3時37分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第1、発委案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について

追加日程第2、発委案第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（渡邊秀雄君） 追加日程第1、発委案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について及び追加日程第2、発委案第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括議題とします。

提案者の趣旨説明を求めます。総務厚生常任委員長、伊藤敏哉さん。

○総務厚生常任委員長（伊藤敏哉君）

発委案第5号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和2年6月18日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会

委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書

本文は省略いたします。

令和2年6月18日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見書の提出先)

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 様

発委案第6号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第2項の規定により、上記議案を提出する。

令和2年6月18日

提出者 関川村議会総務厚生常任委員会
委員長 伊 藤 敏 哉

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

本文は省略させていただきます。

記

1. 少人数学級を推進すること。その際の学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年6月18日

新潟県岩船郡関川村議会議長 渡 邊 秀 雄

(意見文提出先)

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
文 部 科 学 大 臣	萩生田 光 一 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様

○議長（渡邊秀雄君） これより提案者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。

初めに、発委案第5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書の提出について討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

次に、発委案第6号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関に送付することにします。

日程第4、発委案第4号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、発委案第4号 関川村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。提出者、議会運営委員長、小澤 仁さん。

○議会運営委員長（小澤 仁君）

発委案第 4 号

関川村議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第109条及び関川村議会会議規則第14条第 2 項の規定により、上記議案を提出する。

令和 2 年 6 月 18 日

提出者 関川村議会運営委員会
委員長 小 澤 仁

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

関川村議会会議規則の一部を改正する規則

関川村議会会議規則の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由の趣旨を説明いたします。

全国的に町村議会議員の成り手不足と女性議員比率の低さが大きな社会問題となっています。この解消には、議員に立候補しやすい環境づくりが不可欠です。

このため、会議規則第 2 条第 1 項において欠席の理由を具体的に規定し、さらに同条第 2 項に出産による欠席が可能な期間を規定し、女性が立候補しやすい内容に改正することにより、議員の成り手不足解消並びに男女共同参画進展の一助とするものです。

○議長（渡邊秀雄君） これより提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより発委案第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。

したがって、発委案第 4 号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午後３時４８分　散　　会